

## 大郷町住民バスの管理運営に関する協定書（案）

大郷町（以下「甲」という。）と大郷町住民バスの運行に関する条例（平成 12 年大郷町条例第 5 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定により、大郷町住民バス（以下「住民バス」という。）の管理運営を行わせるため、町長が指定した<<指定管理者>>（以下「乙」という。）は、住民バスの管理運営にあたり、大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年大郷町条例第 3 号）第 5 条の規定により次のとおり協定する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、第 3 条の規定による期間（以下「指定期間」という。）の住民バスの管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この協定書に定めるもののほか、管理運営に関する仕様書（以下「仕様書」という。）にしたがい、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項については、甲と乙が協議して定める。

### （管理運営を行う施設等）

第 2 条 甲は乙に次の施設の管理運営業務を委任する。

(1) 名 称 大郷町住民バス

(2) 所在地 黒川郡大郷町中村字北浦 5 8 番地 1

(3) 施設概要

- ① 車 両
- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 日野リエッセ    | 4 1 人乗（宮城 200 は 559）  |
| 三菱エアロ     | 4 2 人乗（宮城 22 ゆ 833）   |
| 日野リエッセ II | 2 9 人乗（宮城 200 さ 2619） |
| 日野リエッセ II | 2 9 人乗（宮城 200 さ 2715） |
| 日野リエッセ II | 2 9 人乗（宮城 200 さ 2716） |

② 車 庫

敷地面積	312.01 m <sup>2</sup>
建築面積	180.52 m <sup>2</sup> （車庫 144.52 m <sup>2</sup> 事務所 36.00 m <sup>2</sup> ）

③ 停留所 条例施行規則第 3 条に規定する停留所とする。

### （指定期間）

第 3 条 この指定期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

### （管理運営業務の内容）

第 4 条 住民バスの管理運営業務の内容は、仕様書のとおりとする。

### （管理者等の配置及び業務）

第 5 条 乙は、住民バスの運行に関して、常に利用者の安全確保に努めるものとし、住民バス部門の責任者及び次の各法律に基づく管理者等を選任し、書面をもって甲に通知するものとする。また、これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 道路交通法（法律第 105 号）第 74 条の 3 に基づく「安全運転管理者」

(2) 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 16 に基づく「自家用有償旅客運送自動車の運転者」、同第 51 条の 17 に基づく「運行管理の責任者」、同第 51 条の 20 に基づく「整備管理の責任者」、同第 51 条の 21 に基づく「事故が発生した場合の対応に係る責任者」

2 前項の他、業務を行うにあたって必要な人員を適切に配置するものとする。

3 管理者等の業務は関係法令等で定めるもののほか、仕様書で定める。

(原形変更の承認)

第6条 乙は、施設の原形を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(事故等)

第7条 乙は、故意又は過失により、その管理する公の施設又は付帯設備等を損傷し、又は滅失したときは、事故報告書を甲に提出するとともに、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(事業計画)

第8条 乙は、別紙事業計画に記載された内容に基づき、住民バスの管理運営業務を実施しなければならない。

(運行区間、運行日及び運行時間)

第9条 運行区間、運行日及び運行時間は次のとおりとする。

- (1) 運行区間 条例第2条に規定する運行区間とする。
- (2) 運行日 条例第3条に規定する運行日とする。
- (3) 運行時間 運行ダイヤにあわせて実施するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 乙は、毎年度終了後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し甲に提出するほか、運行管理状況について甲が指定した方法により定期的に報告しなければならない。ただし、年度の途中において第20条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して15日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況
  - (2) 管理運営に係る経費の収支状況
  - (3) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
  - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 定期的な報告書には前項に掲げるもののほか、「苦情及び利用者からの意見要望の件数・内容並びに対応の状況」、「安全教育・指導の実施状況」、「バス維持管理業務実施内容」、「乗車券交付者名簿」を加える。

(業務報告の聴取等)

第11条 甲は、住民バスの関係法令等を遵守した適正な管理運営を期するため、乙に対し、その管理運営業務及び経理の状況に関し実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(指定管理料)

第12条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料は、別途「年度協定」において定める。
- 3 乙は、第10条の規定による定期報告について甲の確認を受けた後5日以内に当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから20日以内にこれを支払う。
- 4 「年度協定」に定めた指定管理料の額に変更の必要が生ずるときは、速やかに甲乙協議するものとする。

(管理施設等の修繕及び改修等)

第13条 管理施設等の修繕及び改修は甲の負担により行う。

(緊急時対策等)

第 14 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 乙は、緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し甲に提出するとともに、職員を指導しなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙及び住民バスの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、大郷町個人情報保護条例（平成 14 年大郷町条例第 35 号）を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(損害賠償義務)

第 16 条 乙は、住民バスの管理運営業務の履行にあたり、故意又は過失等乙の責に帰すべき事由により当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したとき、若しくは甲又は第三者に損害を与えたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第 17 条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 18 条 乙は、個別の具体的業務を甲と協議のうえ第三者に委託することは差し支えないが、この協定に定める管理運営業務の全てを第三者に請け負わせてはならない。

(業務内容の変更等)

第 19 条 甲は、必要があるときは、管理運営業務の内容を変更し、又は一時中止することができるものとする。この場合は、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して定める。

(指定の取り消し等)

第 20 条 甲は、次の各号に該当するとき、その他乙の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理運営を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が、関係法令、条例、規則又はこの協定の条項に違反し、改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が、住民バスの管理業務の全部又は一部を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が、やむを得ない事情により指定の解除を申し出たとき。

(4) その他、乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

2 前項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した管理経費を甲に返還しなければならない。ただし、協定期間の中途において指定の取り消しをしたときは、甲乙協議して返還金の額を算出する。

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若し

くは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても甲はその賠償の責を負わない。

#### (暴力団等排除に係る指定の取り消し)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この指定を取り消すことができる。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

- (1) 乙役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - (2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 乙又は乙の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消されたときは、乙は、当該指定を取り消された年度の指定管理料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (原状回復)

第22条 乙は、その指定期間が満了したとき、又は第20条第1項及び前条第1項の規定により指定を取消され、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わなくなった公の施設を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

#### (目的外使用)

第23条 乙は、指定管理施設を条例第1条第1項で定めている業務以外で使用する場合は、あらかじめ書面により甲の許可を得なければならない。

#### (監督及び監査)

第24条 乙は、指定期間中に行政処分等を受けた場合は、甲に速やかに報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合、及び甲が当該事実を認知したときは、甲は必要に応じて次の各号にあげる措置を行うことができる。
  - (1) 乙が運行・管理する住民バス等の適正な運営を期するため、乙に対して、当該業務内容又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。
  - (2) 甲は、住民バスの管理運営上特に必要と認めるときは、指定管理業務に係る出納

関連の事務について監査を行うことができる。

(事故等の公表)

第 25 条 甲は、乙が、住民バスの運行に係る重大事故を起こしたとき、関係法令等に違反したとき、及び第 20 条または第 21 条の規定により指定を取り消したときは、ホームページにおいてその概要（個人情報を除く）を公表する。

(協定外の事項)

第 26 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

本協定の成立を証するため本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8

大郷町長 田 中 学

乙 <<所在地>>

<<名 称>>